

彦根市
一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

令和4年3月

彦根市

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の概要.....	1
1. 計画策定の主旨.....	1
2. 計画策定の経緯.....	2
第2章 彦根市 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画.....	3
第1節 彦根市の概要.....	3
1. 自然的概要.....	3
2. 人口動態・分布.....	4
3. 関連計画	4
第2節 生活排水処理基本計画.....	7
1. 生活排水処理に関する基本情報.....	7
2. 生活排水処理基本計画の基本方針.....	12
3. 処理形態別人口および排出量の推計.....	12
4. 生活排水処理施策.....	15

第1章 総則

第1節 計画の概要

1. 計画策定の主旨

本市においては、琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道事業として、昭和57年1月に計画決定し、同年2月に事業認可を受け、下水道事業に着手しました。以後、市街地の下流側から建設に入り、上流側に向けて、順次整備を図っています。

滋賀県では、昭和60年から東北部（彦根長浜）処理区管渠工事に着手し、昭和62年度から東北部浄化センターの工事を開始しました。東北部浄化センターは平成3年3月に一部完成し、彦根市では同年4月から下水道の使用を開始しました。現在、下水道の処理区域の拡大・整備と水洗化の促進に努めております。

農業集落排水事業は、農村地域の環境保全や生活環境の整備、ならびに琵琶湖を含む公共用水域の水質保全を目的に、7処理区13集落を対象として平成2年度から事業に着手し、平成10年度に全ての整備を完了しています。

浄化槽整備事業は、公共用水域の水質保全を図るため、下水道の普及していない地域や集合処理の適さない地域では、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促しています。

令和2年度の本市の総人口は112,169人となっており、生活排水処理人口は101,726人（生活排水処理率90.7%）となっています。生活排水処理率の処理内訳としては、公共下水道人口が87,553人（78.1%）、合併処理浄化槽による処理人口が10,084人（9.0%）、農業集落排水による処理人口が4,089人（3.6%）となっています。

※滋賀県全体での生活排水処理状況：下水道人口1,217,179人（85.7%）、合併処理浄化槽人口108,570人（7.6%） 出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度）

今後の生活排水対策としては、公共下水道の整備を継続して実施し、未整備地域においては、引き続き地域の状況に応じて各種生活排水関連事業を実施することにより、良好な河川水質の維持を図ります。

なお、汲み取りや単独処理浄化槽から公共下水道や合併処理浄化槽への転換は、悪臭の低減、害虫発生の予防等生活環境改善にも資することから、引き続き生活排水処理率の向上を目指していく必要があります。

2. 計画策定の経緯

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下、「1市4町」とします。）からなる彦根愛知犬上地域では、表1-1-1に示すとおり、1市4町を含む湖東地域での一般廃棄物処理基本計画、1市4町で構成する彦根愛知犬上広域行政組合による新ごみ処理施設整備基本計画および彦根市単独での一般廃棄物処理基本計画を策定してきました。令和4年3月には、広域の新ごみ処理施設整備に向けて、1市4町のごみ分別方法統一方針およびごみ減量目標等を定めた「彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定します。

本計画では、「彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に目標年度を合わせた、彦根市の一般廃棄物（生活排水）処理基本計画を策定します。本計画の計画期間と計画目標年度を図1-1-1に示します。

表1-1-1 1市4町の関連計画

策定年月	項目
平成18年度	「湖東地域一般廃棄物処理基本計画」 【概要】彦根市、東近江市（愛東地区、湖東地区）、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理基本計画。平成18年度から令和2年度までの15年計画。
平成25年3月	「彦根市一般廃棄物処理基本計画」 【概要】彦根市単独の一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理基本計画。平成25年度から令和4年度までの10年計画。
平成30年3月	「彦根市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」 【概要】平成25年3月に策定した彦根市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し。計画5年目に実施。
令和元年11月	「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画」 【概要】1市4町の広域新ごみ処理施設（熱回収施設およびリサイクル施設）の整備にかかる基本計画。施設整備における基本理念、処理対象物、施設規模、処理方式、公害防止基準、概算事業費およびその他新施設の仕様等の計画を策定。
令和4年3月	「彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」 【概要】1市4町の広域新ごみ処理施設の整備に向けて、1市4町でのごみ分別方法統一方針、ごみ減量目標およびごみ処理施策について定めた計画。令和4年度から令和13年度までの10年計画。

※ 愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の生活排水処理基本計画は、令和3年度に湖東広域衛生管理組合が策定予定。

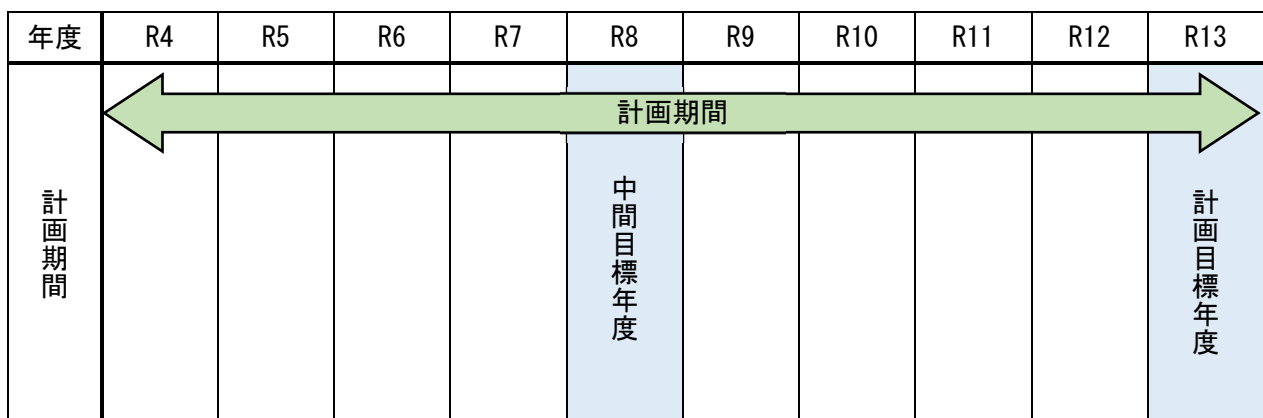


図1-1-1 計画期間と計画目標年度

第2章 彦根市 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

第1節 彦根市の概要

1. 自然的概要

(1) 地形的・地域的特性

彦根市は、滋賀県の東部に位置し、北は米原市、東は多賀町、南東は甲良町および豊郷町、南は愛荘町ならびに南西は東近江市に接し、北西は琵琶湖に面しています。

面積・・・196.87km²

(琵琶湖の面積98.59km²を含む)

高度・・・最高684.6m 最低83.3m

地域・・・東西24.24km (海面域：1.74km)

南北19.14km (海面域：6.79km)



図2-1-1 彦根市の位置

2. 人口動態・分布

令和2年度の彦根市の人口総数は112,169人です。彦根市の人口の推移を見ると、過去5年間で著しい増減は見られないことがわかります。また、世帯数は年々増加しており、令和2年度で48,908世帯となっています。

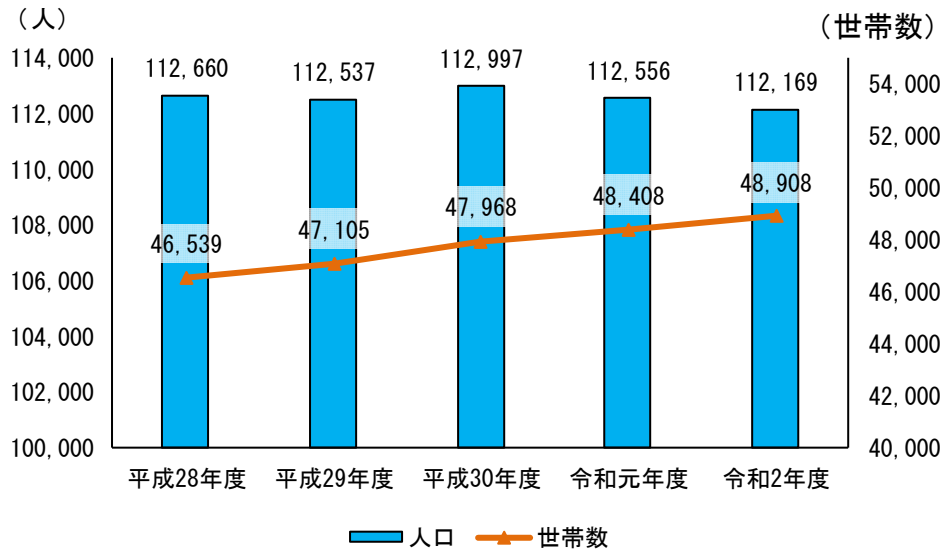


図2-1-2 彦根市の人口・世帯数の推移（各年3月末時点）

3. 関連計画

(1) 彦根市総合計画後期基本計画

彦根市総合計画後期基本計画（計画期間：平成28年度から令和3年度）における施策の中で、生活排水処理に関する事項は、「第1部 第1章都市基盤・環境」の「1-4-3 循環型社会の構築」に記載されています。以下に施策の方針を示します。

1) めざす成果

し尿処理の効率化と浄化槽対策の実施により、衛生的なまちが持続することをめざします。

2) 市が取り組む主要な事業

資源循環型社会の構築

1. ごみ等減量化対策の推進

2. リサイクル対策の推進

(1) リサイクル事業の拡大

(2) 資源循環システムの整備

3. 廃棄物（ごみ）処理対策の推進

4. し尿・浄化槽対策の推進

4. し尿・浄化槽対策の推進

① し尿の円滑な収集を行うため、収集体制の維持と効率化に努めます。

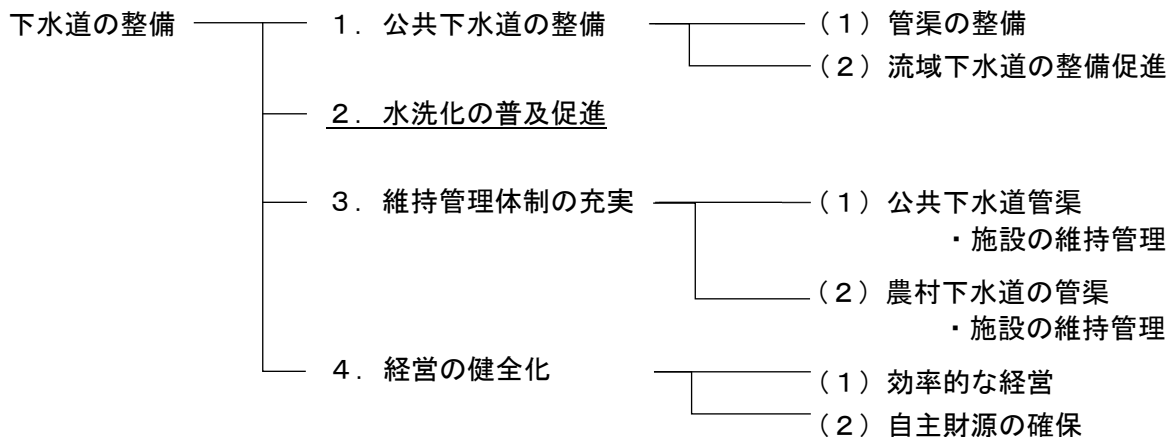
② 水質汚濁の防止と、公衆衛生の向上を図るため、下水道の整備が当面見込めない地域では、浄化槽の普及促進に努め、維持管理の徹底を図ります。

また、関連する事項として、「1-2-5 下水道の整備」があります。

1) めざす成果

下水道の未普及地域解消を図るための整備促進および計画的な維持管理を着実にを行うことにより、河川や琵琶湖の水質保全に寄与し、身の回りの環境を改善し、市民生活が、健康で住みやすく快適なものになることをめざします。

2) 市が取り組む主要な事業



2. 水洗化の普及促進

- ① 下水道施設が有効に活用され、下水道の施設運営を健全なものにするために、水洗化（下水道への接続）の普及促進に努め、水洗化率の向上を図ります。
- ② 事業所排水対策等を行い、悪質流入水を排除し、処理負荷の低減に努めます。

(2) 彦根市生活排水対策推進計画

彦根市生活排水対策推進計画は、「水質汚濁防止法」第14条の9第1項に基づき、また、「彦根市総合計画」、「彦根市環境基本条例」、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」などを受け、生活排水対策の推進を目的に策定するものです。

1) 計画の規定事項

- ① 生活排水対策の実施の推進に関する基本方針
- ② 生活排水処理施設の整備に関する事項
- ③ 生活排水対策に係わる啓発に関する事項
- ④ その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

2) 生活排水対策の基本理念・基本方針

基本理念：ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根

基本方針1：生活排水処理施設の整備

公共下水道の整備・接続の推進、合併処理浄化槽の設置整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進

基本方針2：市民意識の向上

浄化槽の適正管理に関する啓発、市民による生活排水対策に関する啓発の推進、生活排水対策を学ぶ機会の確保

基本方針3：その他重点事項の推進

関係部局・機関との連携、湖東定住自立圏構想に基づく将来の生活排水対策の連携

(3) 彦根市公共下水道事業・第6期経営計画

彦根市公共下水道事業第6期経営計画は、計画期間内における施設の整備計画（人口普及率）や水洗化促進（水洗化率）の目標、また総排水量の見込みを定め、それに係る使用料収入や維持管理費、資本費等の財政計画（収支計画）を明らかにし、下水道事業の計画的かつ健全な事業推進を図ることを目的として策定するものです。

1) 第6期計画での取組方針

① 公共下水道の整備

令和7年度末での整備面積2,507ha、人口普及率93.0%を目標とする。

※人口普及率：行政区域内人口に対する公共下水道の普及率

（処理区域内人口÷行政区域内人口）

② 水洗化の普及促進

令和7年度末に、水洗化率91.7%を目標とする。

※水洗化率：宅地内の排水管を公共下水道に接続している割合

（処理区域内水洗化人口÷処理区域内人口）

第2節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理に関する基本情報

(1) 生活排水処理体系

彦根市における生活排水処理体系を図 2-2-1 に示します。生活雑排水は公共下水道、合併処理浄化槽および農業集落排水により処理されています。下水は琵琶湖流域下水道東北部浄化センターにおいて処理されています。また、し尿汲み取り、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽および農業集落排水から発生する浄化槽汚泥は、彦根市清掃センターの衛生処理場において処理しています。

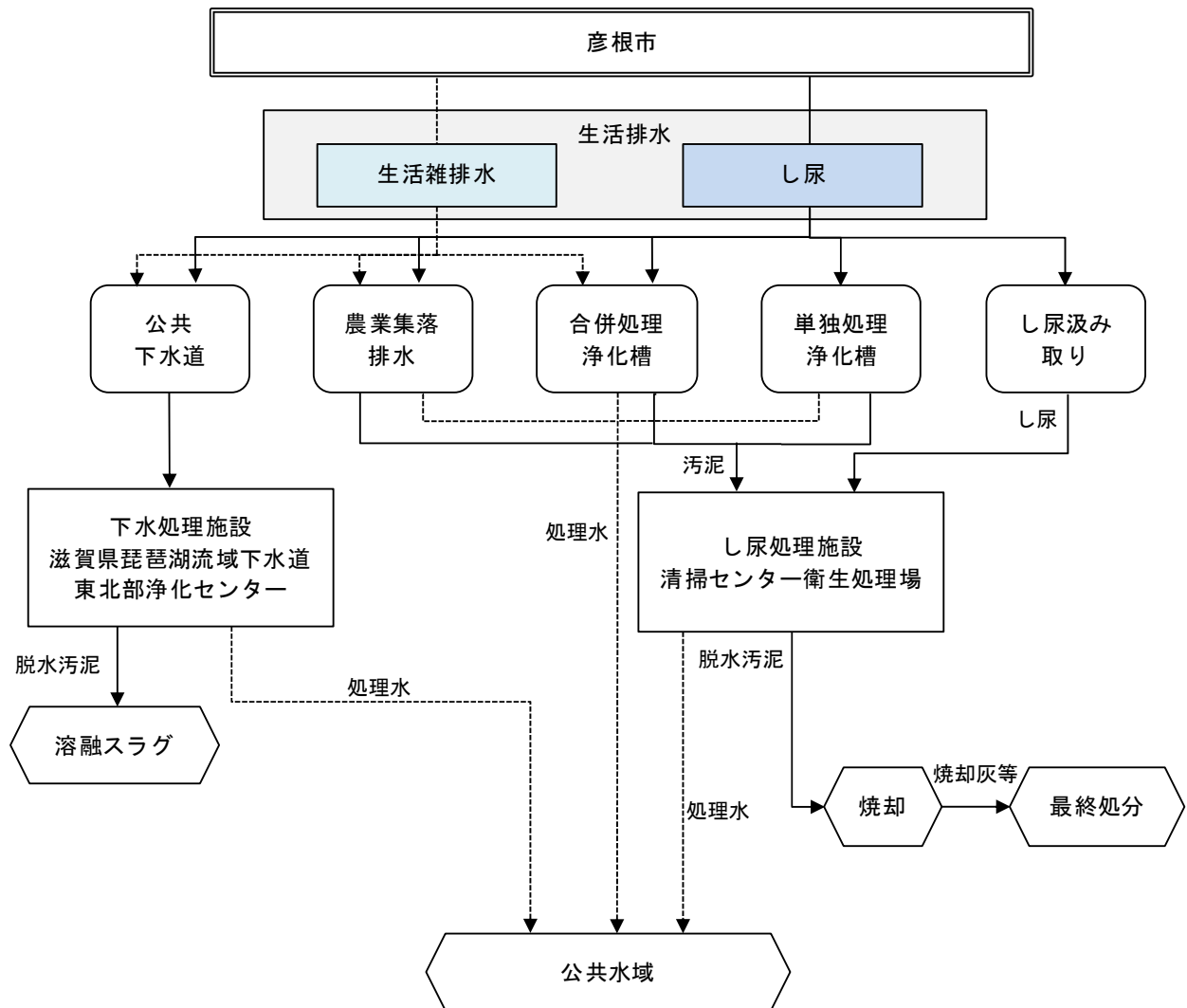


図2-2-1 生活排水処理体系

(2) 処理形態別人口

平成28年度から令和2年度までの、彦根市の生活排水処理形態別人口を表2-2-1 および図2-2-2、生活排水処理率を図2-2-3に示します。公共下水道処理人口が年々増加しており、生活排水処理人口も増加しています。公共下水道処理以外の人口は減少傾向にあります。生活排水処理率（生活排水処理人口÷総人口）は、平成28年度以降増加傾向にあります。

表2-2-1 処理形態別人口

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	人	112,660	112,537	112,997	112,556	112,169
生活排水処理人口	人	98,332	98,553	99,585	101,187	101,726
公共下水道人口	人	82,530	83,267	85,018	86,731	87,553
合併処理浄化槽人口	人	11,417	10,960	10,336	10,303	10,084
農業集落排水処理人口	人	4,385	4,326	4,231	4,153	4,089
生活排水未処理人口	人	14,328	13,984	13,412	11,369	10,443
単独処理浄化槽人口	人	8,071	7,592	7,306	6,950	6,789
非水洗化人口	人	6,257	6,392	6,106	4,419	3,654
し尿収集人口	人	5,091	4,862	5,526	4,311	3,564
自家処理人口	人	1,166	1,530	580	108	90
生活排水処理率	%	87.3%	87.6%	88.1%	89.9%	90.7%

※ 農林水産省・国土交通省・環境省による汚水処理人口の普及状況調査への報告人口

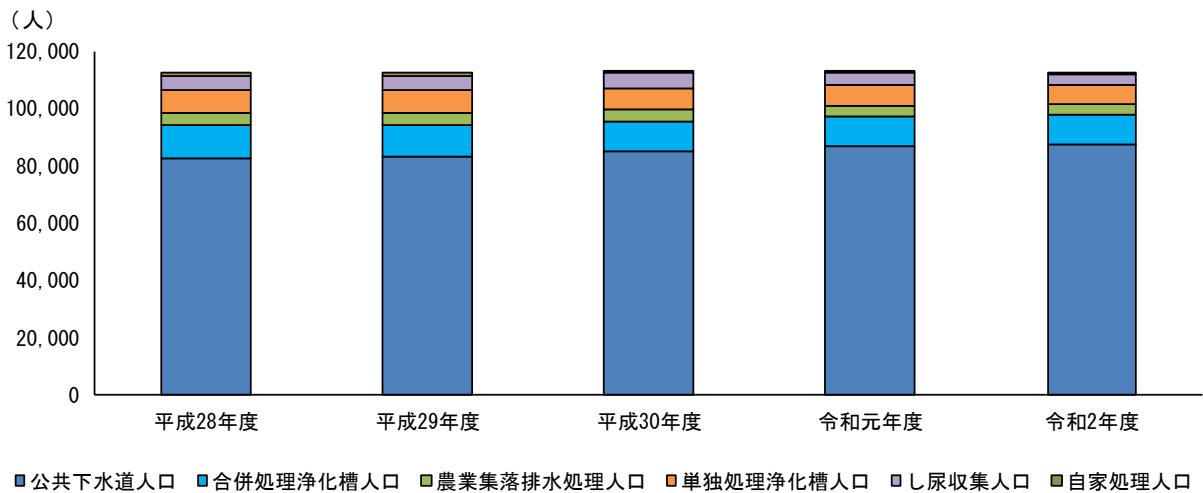


図2-2-2 処理形態別人口

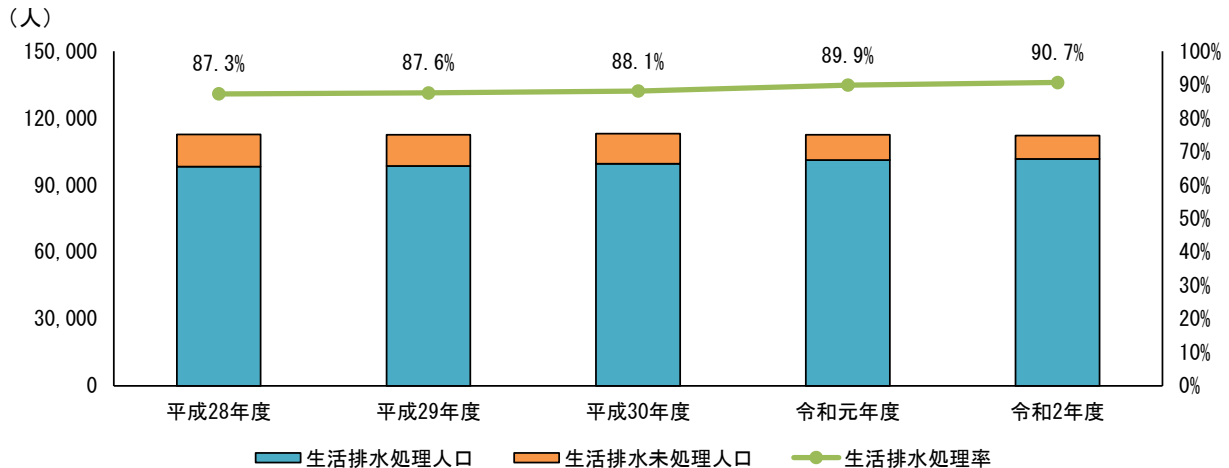


図2-2-3 生活排水処理率

(3) し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水処理施設汚泥量

平成28年度から令和2年度までの、彦根市のし尿、合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥および農業集落排水処理施設汚泥量を図2-2-4に示します。し尿、合併処理浄化槽汚泥および単独処理浄化槽汚泥量は、下水道処理人口の増加に伴い年々減少傾向にあります。農業集落排水処理施設汚泥量は横ばいの傾向にあります。

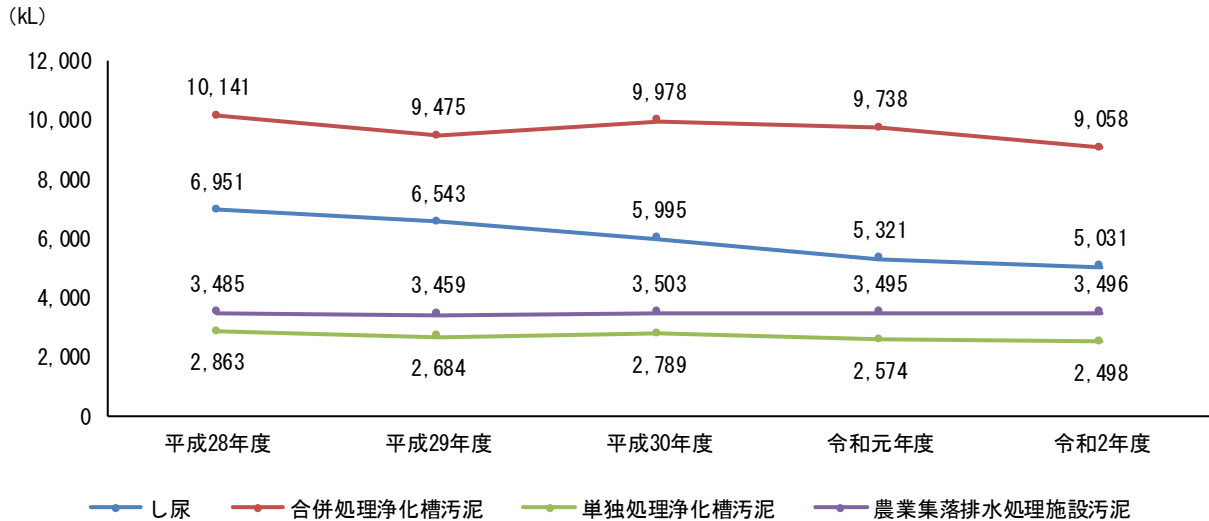


図2-2-4 し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水処理施設汚泥量

(4) 収集・運搬体制

し尿は彦根市が委託する業者により収集し、浄化槽汚泥は一般廃棄物収集運搬許可業者（浄化槽汚泥に限る）により収集され、彦根市清掃センター衛生処理場に搬入されます。し尿および浄化槽汚泥の収集運搬体制を表2-2-2に示します。

表2-2-2 し尿および浄化槽汚泥の収集運搬体制

項目	し尿	浄化槽汚泥
収集運搬方法	委託	許可
収集方法	戸別収集	戸別収集
収集回数	定期収集（「月2回」、「月1回」、「2ヶ月に1回」、「3ヶ月に1回」）または不定期収集から、し尿の排出状況等に応じて選択	年1回以上 浄化槽の人槽や保守点検の結果により判断する

(5) し尿処理手数料

し尿の収集を依頼した場合、収集回数や収集量に応じて手数料を徴収しています。し尿処理手数料を表2-2-3に示します。

表2-2-3 し尿処理手数料

種別	取扱区分	手数料
定額制	月1回の収集の場合	基本料 470 円に、世帯員 1 人につき 390 円の人頭料を加算した額。
	月2回以上の収集を必要とする場合	1 回目は月1回の収集の場合と同様とし、2 回目からは1回ごとに基本料金 470 円
	2ヶ月または3ヶ月に1回の収集の場合	基本料 470 円に、世帯員 1 人につき 390 円の人頭料に当該月数を乗じた額を加算した額
	上記に該当する者のうち特別に収集を必要とする場合	1 回につき基本料 470 円
従量制	不特定多数の人の出入りをする事業所および定額制によりがたいもの	基本料 470 円に、10 リットルまでごとに 94 円の割合で算出した額を加算した額
	臨時に収集を必要とするもの	基本料 890 円に、10 リットルまでごとに 94 円の割合で算出した額を加算した額

(6) し尿処理経費

平成 24 年度から令和元年度までのし尿処理経費の推移を表 2-2-4 および図 2-2-5 に示します。し尿処理経費の中では、処理および維持管理費（収集運搬、中間処理、最終処分に係る人件費、処理費、委託費等）の占める割合が多くなっています。

表2-2-4 年度ごとのし尿処理経費

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設・改良費	千円	9,770	966	0	0	8,170	993	0	0
処理及び維持管理費	千円	281,145	260,884	264,008	241,050	285,825	282,603	269,958	243,410
その他	千円	1,582	1,857	4,356	16	16	16	16	676
合計	千円	292,497	263,707	268,364	241,066	294,011	283,612	269,974	244,086

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

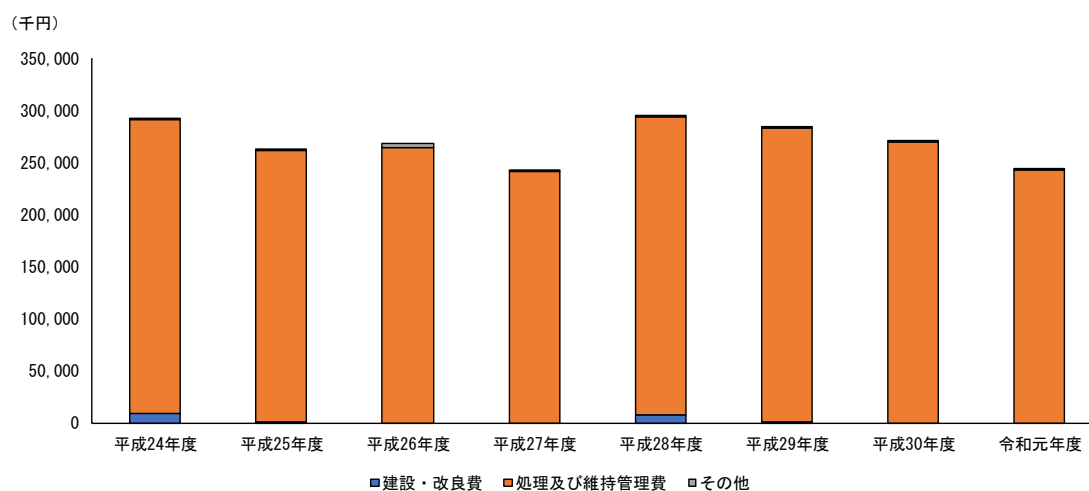


図2-2-5 し尿処理経費の推移

(7) 中間処理施設

彦根市では、彦根市清掃センターの衛生処理場において、し尿および浄化槽汚泥の処理をしています。施設の概要を表 2-2-5 に示します。

表2-2-5 中間処理施設

名称	彦根市清掃センター 衛生処理場	
所在地	彦根市開出今町 1330	
竣工	昭和 53 年 2 月	
処理能力	156kL/日	
主な設備 概要	生物脱窒処理	好気性消化・活性汚泥処理
	脱水処理	多重円盤脱水機による直接脱水
	高度処理	脱リン、オゾン脱色、上向流砂ろ過
	臭気処理方式	薬液洗浄、活性炭吸着、水洗脱臭
	汚泥の処理方法	脱水乾燥後焼却処理

2. 生活排水処理基本計画の基本方針

下水道の整備を順次進めるとともに、農業集落排水処理施設を完成させている市街化調整区域の一部を除き、下水道が未整備の地域については、地域の実情に応じて合併処理浄化槽の普及促進ならびに単独処理浄化槽および汲み取り便槽を使用する建物については、合併処理浄化槽への転換を促し、生活排水処理率の向上を目指します。

3. 処理形態別人口および排出量の推計

(1) 処理形態別人口の推計

令和3年度から令和13年度までの生活排水処理形態別人口の推計結果を表2-2-6 および図2-2-6 ならびに、生活排水処理率の推計結果を図2-2-7 に示します。また、令和3年度以降の各処理形態人口の推計方法は表2-2-7 のとおりです。

表2-2-6 処理形態別人口推計結果

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
総人口	人	113,403	113,640	113,877	114,115	114,352	114,224	114,095	113,967	113,838	113,710	113,469
生活排水処理人口	人	103,482	104,358	105,242	106,254	107,272	107,599	107,925	108,252	108,580	108,908	108,677
公共下水道人口	人	89,895	91,640	93,401	95,463	97,541	98,484	99,429	100,374	101,322	102,268	102,051
合併処理浄化槽人口	人	9,682	9,064	8,440	7,693	6,939	6,500	6,060	5,620	5,179	4,739	4,729
農業集落排水処理人口	人	3,905	3,654	3,401	3,098	2,792	2,615	2,436	2,258	2,079	1,901	1,897
生活排水未処理人口	人	9,921	9,282	8,635	7,861	7,080	6,625	6,170	5,715	5,258	4,802	4,792
単独処理浄化槽人口	人	6,450	6,034	5,614	5,110	4,603	4,307	4,011	3,715	3,418	3,122	3,115
非水洗化人口	人	3,471	3,248	3,021	2,751	2,477	2,318	2,159	2,000	1,840	1,680	1,677
し尿収集人口	人	3,386	3,168	2,947	2,683	2,416	2,261	2,106	1,950	1,794	1,639	1,636
自家処理人口	人	85	80	74	68	61	57	53	50	46	41	41
生活排水処理率	%	91.3%	91.8%	92.4%	93.1%	93.8%	94.2%	94.6%	95.0%	95.4%	95.8%	95.8%

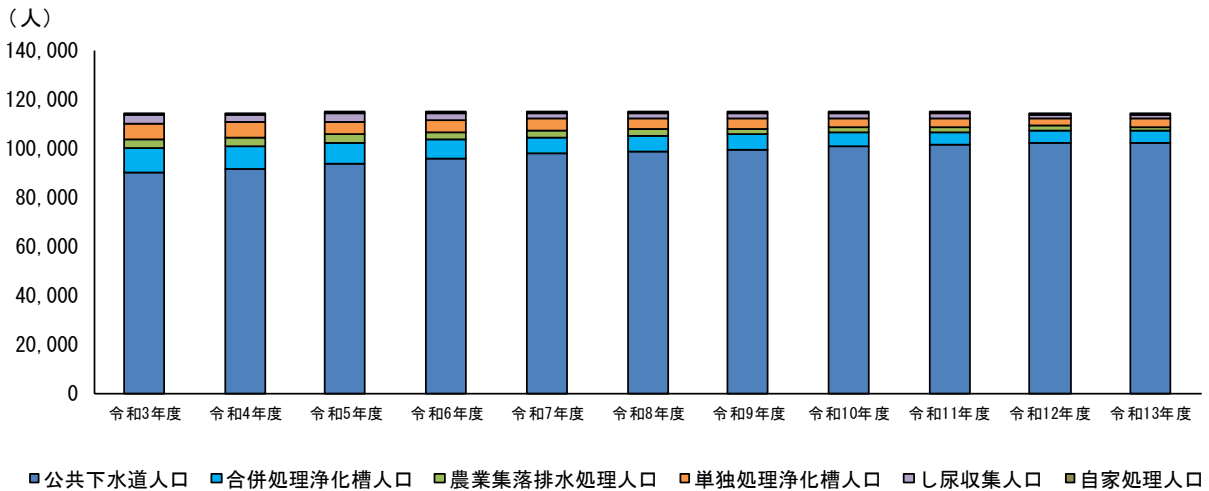


図2-2-6 処理形態別人口推計結果

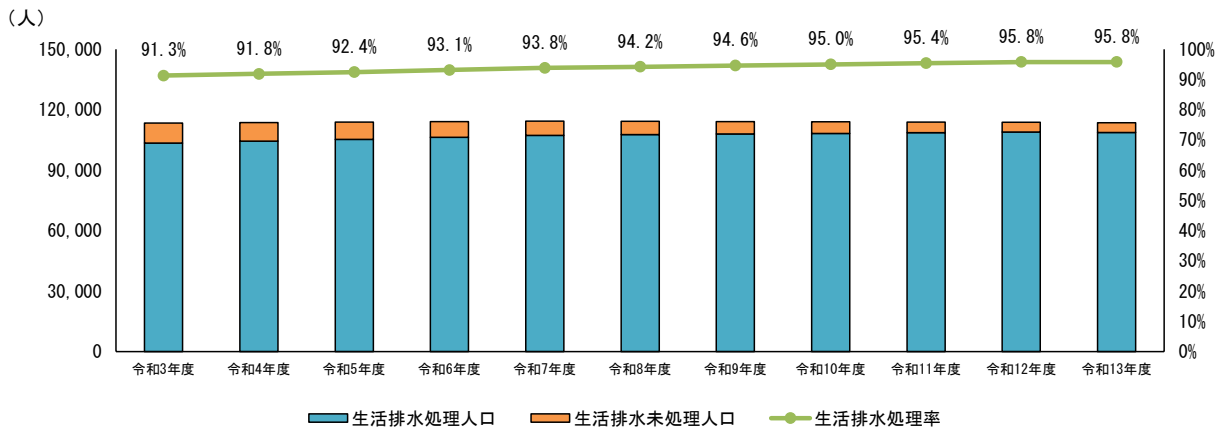


図2-2-7 生活排水処理率推計結果

表2-2-7 各処理形態人口の推計方法

項目	推計方法
総人口	「第2期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」（令和2年3月）をもとに推計。
公共下水道人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度から令和7年度までは、彦根市公共下水道事業・第6期経営計画の目標人口。 ・ 令和8年度から令和12年度までは、彦根市の想定人口。（今後見直しになる可能性があります。） ・ 令和13年度は、令和12年度の公共下水道人口割合を令和13年度の総人口に乗じて算出。
合併処理浄化槽人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①既設の合併処理浄化槽人口：令和2年度実績より、公共下水道人口を除く人口における、合併処理浄化槽人口の割合を算出。各年度の総人口から公共下水道処理人口を差し引いた人口に、上記の割合を乗じて算出。 ・ ②新設の合併処理浄化槽人口：令和3年度から令和13年度までは、合併処理浄化槽を26基/年で新設予定。新設の合併処理浄化槽基数に彦根市の平均世帯人口2人（令和2年10月実績：人口112,480人、世帯数48,646世帯より推計）を乗じて算出。 <p>※令和6年度以降は、下水道整備事業の進捗により合併処理浄化槽の新設予定が変更になる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度において①と②の人口を合計して、合併処理浄化槽人口を算出。
農業集落排水処理人口	令和2年度実績より、公共下水道人口を除く人口における、農業集落排水人口の割合を算出。各年度の総人口から下水道処理人口を差し引いた人口に、上記の割合を乗じて算出。
単独処理浄化槽人口	令和2年度実績より、生活排水処理人口を除く人口における、単独処理浄化槽人口の割合を算出。各年度の総人口から生活排水処理人口を差し引いた人口に、上記の割合を乗じて算出。
し尿収集人口	令和2年度実績より、生活排水処理人口を除く人口における、し尿収集人口の割合を算出。各年度の総人口から生活排水処理人口を差し引いた人口に、上記の割合を乗じて算出。
自家処理人口	総人口から、他の処理形態人口を減じて算出。

(2) し尿、浄化槽汚泥および農業集落排水汚泥量の推計

平成28年度から令和2年度までの実績より、1人一日当たり排出量(L/人・日)の平均値を算出します。1人一日当たり排出量(L/人・日)の計算結果を表2-2-8に示します。

表2-2-8 1人一日あたり排出量

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
し尿	L/人・日	3.74	3.69	2.97	3.37	3.87	3.53
合併処理浄化槽汚泥	L/人・日	2.43	2.37	2.64	2.58	2.46	2.50
単独処理浄化槽汚泥	L/人・日	0.97	0.97	1.05	1.01	1.01	1.00
農業集落排水処理施設汚泥	L/人・日	2.18	2.19	2.27	2.30	2.34	2.26

1人一日当たり排出量の平均値に、各処理方法の人口推計値を乗じることで、し尿、浄化槽汚泥および農業集落排水汚泥量の推計値を算出します。推計結果を表2-2-9および図2-2-8に示します。

表2-2-9 し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水処理施設汚泥量の推計結果

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
し尿	kL/年	4,363	4,082	3,797	3,457	3,113	2,913	2,713	2,512	2,311	2,112	2,108
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	8,835	8,271	7,702	7,020	6,332	5,931	5,530	5,128	4,726	4,324	4,315
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	2,354	2,202	2,049	1,865	1,680	1,572	1,464	1,356	1,248	1,140	1,137
農業集落排水処理施設汚泥	kL/年	3,221	3,014	2,805	2,556	2,303	2,157	2,009	1,863	1,715	1,568	1,565

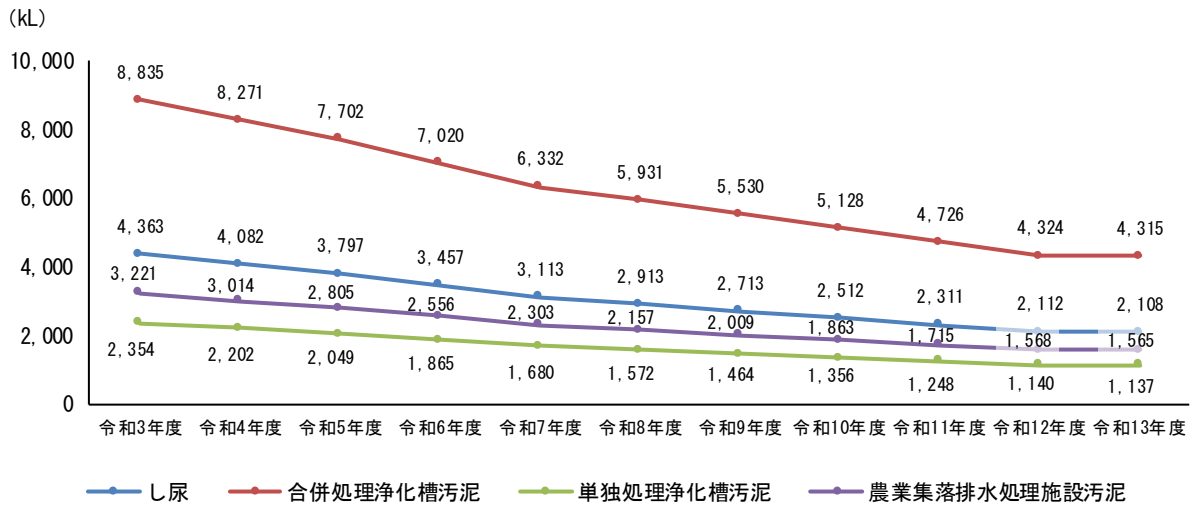


図2-2-8 し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水処理施設汚泥量の推計結果

なお、農業集落排水処理施設については、令和7年度に策定予定の彦根市公共下水道事業・第7期経営計画(令和8年度から令和12年度)において、公共下水道への接続を検討しています。

4. 生活排水処理施策

(1) 生活排水処理率の向上に向けて

公共下水道の整備が7年以上見込まれない地域における合併処理浄化槽設置者に対して、補助を行います。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、一定の条件を満たす場合に、単独処理浄化槽撤去費用の補助を行います。

浄化槽法定検査未受検者および不合格者ならびに未管理浄化槽所有者に対して、法定検査の受検や適正な管理の実施を指導します。

下水道整備済地域での未整備者に対しては、普及員により下水道の利用促進を呼びかけます。

(2) 収集・運搬体制

公共下水道の普及拡大に伴い、し尿および浄化槽汚泥の収集量は減少しています。今後も公共下水道が普及することにより、し尿および浄化槽汚泥の収集量は減少すると想定していますが、引き続き適正なし尿および浄化槽汚泥の処理を実施するため、現状の収集・運搬体制を維持するとともに、し尿および浄化槽汚泥の排出量等、状況に応じた収集・運搬体制を検討していくものとなります。

現状の収集方法である、し尿については定期収集（「月2回」、「月1回」、「2ヶ月に1回」、「3ヶ月に1回」）または不定期収集から、し尿の排出状況等に応じて選択する方法により収集し、浄化槽汚泥については浄化槽の人槽や保守点検の状況に応じて年1回以上収集するよう一般廃棄物収集運搬許可業者（浄化槽汚泥に限る）を指導する方法を維持するものとします。将来的には公共下水道の進捗により、し尿および浄化槽汚泥の収集量は減少することが予想されることから、収集量が減少しても安定的、計画的な収集が実施できるよう、状況に応じた収集方法の構築を検討します。

し尿処理に必要な経費は、電気料金、燃料費および人件費等、社会情勢の影響により変動することから、定期的にし尿処理経費の算定を行い、適切なし尿処理手数料となるよう見直しを行います。

(3) 中間処理計画

公共下水道の普及拡大に伴い、し尿および浄化槽汚泥の収集量は減少しています。今後も公共下水道が普及することにより、し尿および浄化槽汚泥の処理量は減少するものと予想されます。また、衛生処理場の老朽化に伴い、施設の維持管理費や処理費用等が増加することも予想されます。引き続き適正なし尿および浄化槽汚泥の処理を実施していくため、処理量や施設の状況等も踏まえ新たな処理の方針について、検討を進めます。

現在の衛生処理場における処理体制を維持するものとしませんが、今後の処理量の減少や施設の老朽化等を踏まえて、し尿および浄化槽汚泥の公共下水道への投入による処理等を含めた、新たな処理体制構築の検討を進めます。

(4) 市民への啓発

生活排水対策の推進は、個人および家庭における意識に依存する部分が大きく、意識の浸透が不可欠であり、それに基づき実践活動に結びつけることが重要です。したがって、水質浄化への認識を深め、具体的な実践活動に結びつく取組を推進します。

啓発活動については、表2-2-10に示す内容を基本として、家庭での実践活動の普及および生活排水処理施設の整備に伴う水洗化の向上をはじめ、水質浄化意識の浸透を図るべく、積極的に実施します。また、新しい技術の開発および参考となる情報等については、費用対効果を含めた多角

的な検討を行い、その結果を踏まえたうえで積極的に取り組んでいきます。加えて、市民の意識の醸成と実践機会の高揚には、市民自らが問題を認識し、啓発活動を通じて家庭での環境負荷の低減に関する取組を実践することが必要であることから、市は、市民団体と共にこれらの課題に積極的に取り組んでいきます。

表2-2-10 市民への啓発方策

項目	内容
情報の提供	生活排水対策の必要性、実践活動の内容および必要とされるデータ等について、広く市民の理解と協力を得るため、以下のような広報活動を通じた情報提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市広報紙および市ホームページによる PR ・ パンフレット・チラシ類の配布 ・ SNS を活用した情報発信
廃食用油回収事業	現在取り組んでいる廃食用油の回収をさらに啓発し、台所排水に対する意識の浸透を図ります。回収した廃食用油は、現在、バイオディーゼル燃料（BDF）の原料として活用されています。
啓発資材の配布	冊子、副読本、チラシ等の配布を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道接続の啓発 ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 ・ 浄化槽管理者への適正管理の周知
多彩な啓発活動の推進	市、市民団体等による行催事・イベント等に積極的に参加出展し、啓発物品、実践活動資材の配布・パネル展示および出前講座などを通じて、市民の意識の醸成を図る啓発活動を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の研究や改善方法の研究学習 ・ 小学校への環境学習 ・ 自治会、PTA など多くの団体への出前講座の実施 ・ 効果的な啓発活動の検討 ・ 地域における指導者の養成（施設見学会や講演会など養成講座の開催）

(5) 災害時の対応

大規模な地震や水害等の災害が発生すると、道路の通行不能や施設の破損等により平常時と同じようにし尿の収集や処理ができないことが予想されます。平成30年9月に策定した「彦根市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時には関係機関・廃棄物処理事業者団体と連携しながら災害廃棄物処理への対応を行います。

彦根市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

編集・発行

彦根市 市民環境部 生活環境課

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

電話：0749-30-6116 FAX：0749-27-0395

ホームページ：<https://www.city.hikone.lg.jp/index.html>